

平成19年度第2回いわき市廃棄物減量等推進審議会議事録

日 時	平成19年11月27日（金） 14時00分～16時00分
開 催 場 所	いわき市文化センター 2階 大会議室
事務局担当課	生活環境部 環境整備課
出 席 委 員	大川会長、渡邊委員、阿部委員、飯田委員、石川委員、岡田委員、神崎委員、佐藤委員、鈴木（正）委員、鈴木（司）委員、高木委員、武田委員、富永委員、長沼委員、原田委員、広木委員、和田委員、藁谷委員
議 題	1 正副会長選出 2 議 事 (1) 循環型社会の形成に向けた法制度について (2) いわき市の一般廃棄物（ごみ）処理の現状等 (3) 審議会で審議すべき課題 (4) その他
配 布 資 料	① 資料1 「いわき市廃棄物減量等推進審議会の設置目的及び循環型社会の形成」 ② 資料2 「いわき市の一般廃棄物（ごみ）処理の現状 ごみ減量化等の現状」

主 な 審 議 内 容

【正副議長選出】

事務局から、「会長を大川委員、副会長を渡邊委員とする旨」の案が提案され、原案のとおり承諾された。

【会議の進行方法について】

1 会議の成立について

事務局より、「委員18名中18名の出席があり、いわき市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則」第31条第2項の規定による過半数を満たしており、会議が成立していること」が報告された。

2 審議の公開について

公開による審議について、委員から承諾された。

3 議事録の記述形式について

議事録の記述形式については、「要点記述方式」によることが承認された。

【協議事項】

(1) 循環型社会の形成に向けた法制度

環境整備課リサイクル係長から、資料1「いわき市廃棄物減量等推進審議会の設置目的及び循環型社会の形成」に基づき循環型社会の形成へ向けた「ごみの適正処理」及び「各種リサイクル法」などについて説明があり、質疑応答となった。

○ 大川会長

先に、事務局から「当審議会は一般廃棄物のみを審議する」との説明があったが、資料1、4ページの上から3行目に「当該廃棄物が一般廃棄物か産業廃棄物かを問わない」と記載されている。当審議会の目的を明確化しておきたい。

○ 小川リサイクル係長

当該箇所は、事業者の責務を示したものであり、事業者の責務としては産業廃棄物の処理が入るが、当審議会の目的としては、一般廃棄物のみが審議対象となる。

○ 大川会長

資料1、7ページの家電リサイクル法の説明の箇所で、市は、これまでのポリシーを変えて、家電4品目を受入れしないこととしたとのことであるが、このポリシーの変更により、現在、何らかの問題が発生しているということはないか。

○ 小川リサイクル係長

家電リサイクル法対象物の受入れをしないこととしたことにより、特段、トラブル等は発生していないが、家電リサイクル法対象物の処理方法について市民からの問い合わせがあり、家電リサイクル法に基づく処理の手続きについて職員が説明する対応が新たに発生した。

○ 大川会長

その点は、市民のごみ処理に対する意識の変化が想像される事実と思われる。

同じ、7ページの容器包装リサイクル法についての説明で、ペットボトルの処理に関するポリシーを変えたとの記述となっているが、これについては、どうか。

○ 小川リサイクル係長

原油価格の高騰などにより、プラスチックの価値が上がったことにより、ペットボトルの売値が高くなってきている事実がある。これまでは、容器包装リサイクル協会に引き渡していたが、ペットボトルの市場価値が上昇してきた状況に鑑み、これを直接有償売却し、市の歳入とするものである。これは、大きな意味では、ごみ処理コストの低減につながるものといえると考えている。これは、分別収集方法の変更等、市民への負担を付加する措置ではないため、この件について市民からの苦情等はない。

○ 和田委員

ごみ集積所に、ごみカレンダーを設置すると効果がある。

特に多いのは、かんとびんを同じ袋に入れて出すケースが多いことである。

一番困っているのは、市民の中で、区費を払わない人がいることだ。特に平地区などに多い。このような世帯に回覧が回らないため、ごみカレンダーが配布されず、ごみの出し方などを守らない人が多いように見受けられる。市の方でも、行政区に区費をおさめるよう、対処してもらいたい。

○ 吉田環境整備課長

区費については所管部署が生活環境部とは異なるため、担当部署に、このような話があった旨、伝えておく。

集積所へのカレンダーの貼付であるが、現在、集積所の管理は、区の責任において管理をすることが原則であるので、委員にもこの点を認識いただきたい。御提案については、この原則や当審議会における今後の審議を踏まえて、検討していきたい。

また、区費を払わないため、ごみカレンダー等を入手できず、ごみの排出方法が守られていないとのことだが、特に、アパート等の集合住宅の居住者が隣組に入らないケースが多いように思う。これに対しては、不動産業者に対して、管理集合住宅の居住者向けにごみカレンダーを配布することで対処しているのが現状である。

さらに、途中で引っ越される市民の場合、(不動産)業者等を通じて、ごみカレンダーの入手の申し入れがあった場合に、市の窓口において、引越後の居住地区のごみカレンダーを配布している状況にある。

今後とも、このような対応をさせていただきたい。

○ 和田委員

説明のとおり、アパートの居住者が隣組に入らず、ごみの出す日などを誤るケースが多いことだ。

市の方で、市民課の窓口等で、(隣組への加入を)指導してもらえるとよい。市に要望する。

○ 大川会長

問題なのは、私のような単身赴任者、マンションに住まいの人だ。これを踏まえて、教育面等について、2回目、3回目以降の審議でもう少し具体的に考えていきたい。今日は問題提起ということにしたい。

○ 石川委員

各種リサイクル法について、災害発生時に家電4品目が大量に発生すると思うが、その際に、家電リサイクル法は適用されるのか。他のリサイクル法についても同様か。

また、ごみの分別について、製造事業者において協力を求めることは、どうなのか。私のごみ処理の現場に携わっているなかで、現在は、製品が様々な素材で構成されているため、ごみとなったときに、そのごみがどのごみに分類されるのか、判別がつきにくいことがある。製造の段階において、一定の規格を決めれば、楽になると思うが、どうか。

○ 大川会長

趣旨は理解したが、今日は問題意識の共有が主題であるので、やはり次回以降の課題としていきたいがどうか。

○ 石川委員

了解した。

(2) いわき市一般廃棄物（ごみ）処理の現状等

環境整備課リサイクル係長から、資料2「いわき市の一般廃棄物（ごみ）処理の現状 ごみ減量化等の現状」に基づき説明があり、質疑応答となった。

○ 富永委員

資料2 11ページの表3、12ページの表4のごみの排出量の単位は「トン」でよいか。

○ 小川リサイクル係長

「トン」である。

○ 富永委員

資料2 1ページの(1)ア①で、リサイクルするプラスチックについて記載があるが、リサイクルしないプラスチックについては、どこに入っているのか。

○ 小川リサイクル係長

「燃えるごみ」に該当する。

○ 富永委員

資料2 1ページ目の(2)イで、事業系古紙の搬入規制を実施した旨が記載されているが、4ページ目の事業系ごみの説明の中で、古紙であっても集積所に出せるものがある旨、記載されているが、これに間違いはないか。

○ 小川リサイクル係長

事業系のごみについては、資料2 4ページに記載のとおり、大量でない場合について集積所への排出を認めているものである。

○ 吉田生活環境部次長

古紙については、市内の古紙問屋等が集積所に出されたものを回収し、再生原料としてリサイクルする取組みの他、清掃センターの方で、(可燃ごみとして)事業者が搬入しようとした本来古紙になりうるものを受入を規制し、古紙回収業者等に誘導して再生原料へのリサイクルを進めるとのシステムを現在、構築しているところである。

集積所に出されたもの(古紙)は、現在の古紙回収ルートに乗るので、集積所への古紙排出の手段も確保しておこうというものである。

ただし、大量に出されると、集積所の管理に支障が出る可能性があることから、大量に出ない範囲であれば、排出できるとの基準を設けたものである。大量に出る場合には、専門の業者に各排出事業者が依頼して、古紙回収業者に持ち込むべきと考えている。

○ 富永委員

4ページの※1に、「排出量のごみ袋10袋を超える程度に大量の場合は、直接処理施設へ搬入するか、民間の収集運搬業者に委託することにより処理することになっている」とあるが、この部分は、事業系の古紙には該当しないとの判断でよいか。

○ 稲野辺環境整備係長

こちらに記載させていただいている集積所への事業者専用袋による排出については、古紙を除いた従業員の嗜好品に係るごみを対象としているものであるので、この部分については、古紙は対象としていないものである。

○ 大川会長

1 ページのところ「事業系古紙の搬入規制を実施し」と記載があるが、この文章のみでは、多くの需要があるのに、一方的に市が規制したと受け取られかねない。どうなっているのかと、心配がおよぶ書き方である。言葉が足りていない。このような誤解を招かないよう、表現を工夫して欲しい。

○ 吉田生活環境部次長

会長御指摘のとおり、言葉が足りなかった。実際には、単なる規制ではなく、(古紙類の) 適正処理への誘導を図るために、市民等への啓発や適正処理の受け入れ先(古紙回収業者等)の提供などをセットで実施したものである。

○ 鈴木(正) 委員

びんの処理についてだが、色についているびんについては、燃えないごみとしているのか。

○ 小川リサイクル係長

びんについては、あらゆる色のびんを集めて、市の方で、透明、茶色、その他の色のびんに分け、再生原料としている。

○ 原田委員

可燃ごみの量のデータが記載されているが、生ごみが相当量入ってくると思う。生ごみの量がどのくらいになっているかというデータはあるか。

○ 小川リサイクル係長

(可燃ごみの) 組成の中の約半分が生ごみである。

○ 原田委員

生ごみに対して何か対策は考えているのか。

○ 小川リサイクル係長

資料にも記載があるが、現在のところ、家庭用の生ごみ処理機を購入していただき、生ごみを自家処理していただくために、生ごみ処理機などの購入費に対する補助制度を設けている。

また、街頭啓発において、生ごみの水切り徹底を呼びかけているような取組みも行っている。

○ 原田委員

資料2 14 ページの最終処分の現状に関連して、クリンピーの森の施設整備にどのくらいの年数が掛かっているのか。クリンピーの森ができる以前には、どのように埋立処分をしていたのか。

また、今後、新たな埋立処分地を市内に建設するには、どのくらい前に準備に着手しなければならないのか。

○ **吉田環境整備課長**

クリンピーの森の計画は昭和63年頃に作られ、その後、当該施設は平成9年に供用開始されているので、およそ10年程度を要したことになる。

クリンピーの森の建設以前についてだが、山田地区に現在もある「クリンピーの丘」と四倉地区にあった「八日十日処分場」の2箇所を実施していた。

○ **大川会長**

見聞きしたところでは、処分場の残余年数は以前の統計によれば、現在既になくなっていくところ、いつの間にか増えていて、いつまでも同じくらいの年数で推移しているという統計が出ているが、これは統計の上での話であって、原田委員の指摘されたことも、しっかり意識しておく必要がある。

○ **和田委員**

レジ袋についてだが、どのくらいの量のごみとして出されているのか。

○ **小川リサイクル係長**

市内のレジ袋の排出量は、年間約1,000トンである。

○ **神崎委員**

一般廃棄物処理基本計画において、「1人1日あたりのごみ排出量を平成22年度までに950gへ減量する」とあるが、これが達成された場合、どのような状況になると想定しているのか。

○ **小川リサイクル係長**

具体的な数値は用意していないが、それだけごみの量が減れば、全体的なごみ処理コストの低減に繋がっていくと考えている。

○ **大川会長**

平成18年度現在、1,174gであるものを、あと4年間で950gにするということであるので、これは大変なことだと思う。だから、当審議会は重たいなということになると思う。

一方、リサイクル率は15.2%であり、これを24%に引き上げるということであるので、このへんが当審議会の重要性を物語っているところと思うが、この辺は、今後の審議で、検討していきたい。

○ **飯田委員**

資料2 13ページで機密書類・シュレッダー紙の搬入規制により5,000トン以上減らしたとの記述があるが、これは、古紙回収業者に移って市の方に入ってこなくなったというだけで、手放しで喜んでいいこととは思えないのだが。

○ **吉田環境整備課長**

この5,000トンについては、これまで清掃センターで焼却処分されてきたものであり、これを古紙回収業者において資源として有効活用するということであるので、この記載に問題はないものと認識している。

○ 吉田生活環境部次長

これまでは、シュレッター紙はリサイクルできないものであったが、製紙会社において、シュレッターのような細かく裁断された紙であっても、紙としてリサイクルできるという見通しがついたものである。シュレッターの受入を規制して、資源としての有効活用を図るというものである。市から別なところに持って行って焼却しているというものではない。

○ 富永委員

ただいまの回答について確認したいが、私の認識では、シュレッター紙は繊維が小さくなっていてリサイクルには向いていないため、サーマルリサイクルということで、燃焼させることによって熱回収するものと理解していたが、間違えないか。

○ 吉田環境整備課長

そのとおりである。

○ 鈴木（司）委員

シュレッターに関しては、これは、燃やす、これはリサイクルするものというように、業者によって見解が分かれている。製紙工場に行ったときには、何ミリ以下は繊維が切れてしまうため、再生率が悪いということを知ったことがあり、業者によって温度差があることを感じているところである。

○ 吉田環境整備課長

若干、訂正をさせていただきたい。全てサーマルリサイクルと述べたが、一部、トイレットペーパーなどの再生原料になっているとのことである。

○ 佐藤委員

資料2 6ページのごみ処理経費の現状について、これの内訳の資料はあるか。

○ 大川会長

どの程度の内訳か

○ 佐藤委員

資料2では、目的別に内訳が示されているが、これを物件費など性質別に示したものがあれば参考にももらえるとありがたい。

○ 事務局

次回までに、資料を整え、お示しする。

○ 佐藤委員

11ページと12ページのごみ総排出量が微妙に違っているがこれはなぜか。

○ 小川リサイクル係長

12ページの平成16年度以前のデータには、廃乾電池の量、毎年度100トン程度が抜けているためである。正しい総排出量は11ページの表3に記載のものである。

○ 佐藤委員

廃乾電池は、以前は算入していなかったためか。

○ 小川リサイクル係長

そのとおりである。現在は、廃乾電池を入れた値を正しい値としているので、11ページの総排出量が正しい値となる。

○ 広木委員

資料2 3ページで、製錬業者で資源化とあるが、こういった業者は市内にあるのか。

○ 小川リサイクル係長

市内に「小名浜製錬」という事業者がある。

○ 大川会長

総ごみ排出量に占める埋め立て処分されるごみの率が知りたいのだが、これは、リサイクル率と関係するのか。

○ 小川リサイクル係長

リサイクル率に古紙の排出量が加味されているので、リサイクル率は埋立処分率と同じとはならない。

○ 大川会長

後ほど、埋立処分率について、お示しいただきたい。

もう一点であるが、ごみの排出量やリサイクル率を他市の量と比較できないか。例えば、郡山市と比較してどうなのかということがわかるのではないか。

○ 吉田環境整備課長

次回、データをまとめて提示する。

(3) 審議会で審議すべき課題

環境整備課リサイクル係長から、資料2「いわき市の一般廃棄物（ごみ）処理の現状 ごみ減量化等の現状」の15ページ「本審議会で審議すべき今後の課題」について説明があり、質疑応答となった。

○ 大川会長

15ページの表題となっている「本審議会で審議すべき今後の課題」とあるが、「今後の」というのは不要ではないか。これは省いてよいか。

○ 委員各位

異議なし

(4) その他

委員から、その他協議すべき事項の提案は無かった。